

工業所有権審議会令及び弁理士法施行令の一部を改正する政令案参照条文

。弁理士法（平成十二年法律第四十九号）（抄）

（試験の執行）

第十二条 弁理士試験は、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの（以下「審議会」という。）が、これを行う。

2 弁理士試験は、毎年一回以上、これを行う。

（合格証書）

第十三条 弁理士試験に合格した者には、当該試験に合格したことを証する証書を授与する。

（合格の取消し等）

第十四条 審議会は、不正の手段によって弁理士試験を受け、又は受けようとした者に対しては、合格の決定を取り消し、又はその試験を受けることを禁止することができる。

2 審議会は、前項の規定による処分を受けた者に対し、情状により三年以内の期間を定めて弁理士試験を受けることができないものとすることができる。

（受験手数料）

第十五条 弁理士試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を納付しなければならない。

2 前項の規定により納付した受験手数料は、弁理士試験を受けなかった場合においても返還しない。

（特定侵害訴訟代理業務試験）

第十五条の二 特定侵害訴訟代理業務試験は、特定侵害訴訟に関する訴訟代理人となるのに必要な学識及び実務能力に関する研修であつて経済産業省令で定めるものを修了した弁理士に対し、当該学識及び実務能力を有するかどうかを判定するため、論文式による筆記の方法により行う。

2 第十二条から第十五条までの規定は、特定侵害訴訟代理業務試験について準用する。

。国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）
（審議会等）

第八条 第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。